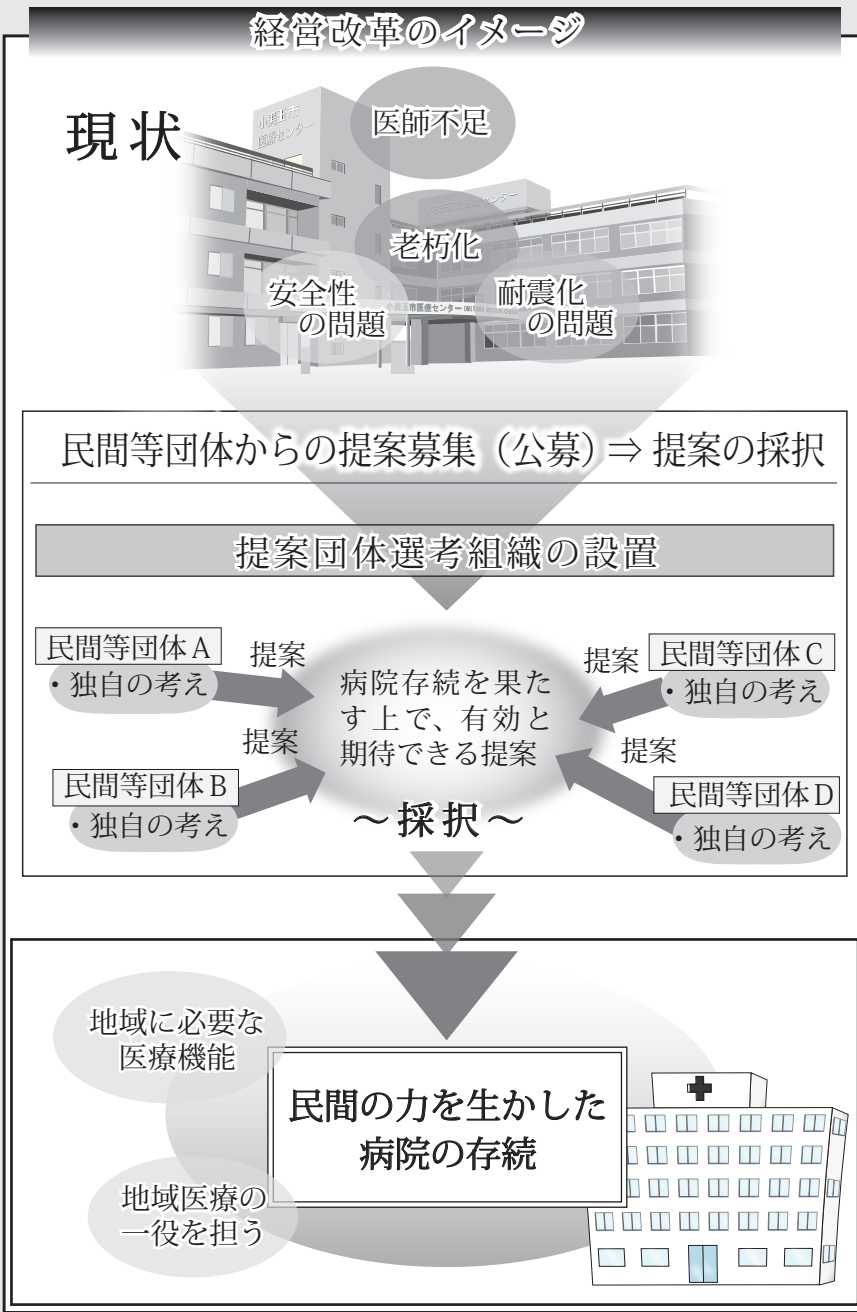


4. 「小美玉市病院事業経営改革プラン」について

市では、国（総務省）の新たな公立病院改革ガイドライン（新ガイドライン）に基づき、「小美玉市医療センター」の経営改革を目的とした「小美玉市病院事業経営改革プラン」を策定しました。今後は、小美玉市議会への提案等必要な手続きを進めながら、この改革プランに沿った「小美玉市医療センター」の経営改革を目指します。

1. 小美玉市医療センター経営改革のポイント

- ▷ 病院の存続
- ▷ 民間等団体からの提案公募
- ▷ 地域に必要とされる医療の存続
- ▷ 民間の力が最も期待できる提案の採択



《改革プランの策定に当たって》

市では、専門家（総務省地方公営企業等経営アドバイザー）の協力を得た上で、新ガイドラインに加えて、小美玉市議会の提言を踏まえ、検討を行いました。

～小美玉市議会の取組み～

市議会は、市民を代表する機関としての役割の基で、市の改革プラン策定に対し、必要な提言を行うため、平成28年10月、『地域医療対策特別委員会』を設置しました。

『地域医療対策特別委員会』は、専門家による協力の基で、市民の意向や医療の情勢に加えて、市の財政状況を含めた上で、地域医療を未来に繋げるための調査・研究に取り組みました。

《参考》国の新ガイドライン

平成27年3月31日、国（総務省）において、新たな公立病院改革ガイドライン（新ガイドライン）が作成されました。

新ガイドラインは、公立病院の必要な経営改革に取り組むことを目的としており、公立病院を設置する自治体は、新ガイドラインを踏まえ、公立病院の必要な経営改革を行うための改革プランを作成することになりました。

2. 経営改革の取組期間（新ガイドラインが示している標準期間）

平成29年度～平成32年度

※ただし、早期の経営改革に取り組めます。

◇問い合わせ先

保健衛生部医療保険課 片岡理一
Tel.0299-48-1111（内線1107）